

令和 5 年度

第 1 回 千葉市環境影響評価審査会

議 事 録

令和 5 年 6 月 1 日（木）

千葉市環境局環境保全部環境保全課

令和５年度第１回千葉市環境影響評価審査会次第

令和５年６月１日（木）

午後３時１５分～５時１８分

千葉市緑区役所　５階会議室

１　開　　会

２　議　　題

（１）会長及び副会長の選出について

（２）千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（諮問・審議）

３　閉　　会

配付資料

資料１　　千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書及び要約書

資料２　　千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書　説明資料

参考資料１　千葉市環境影響評価条例（抜粋）

参考資料２　千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価手続のスケジュール

参考資料３－１　令和３年度の千葉市の環境の状況

参考資料３－２　千葉市緑区下大和田町開発計画地の谷津田（下大和田（猿橋））について

午後 3 時 1 5 分 開会

【奥村環境保全課長補佐】 定刻になりましたので、ただいまから令和 5 年度第 1 回千葉県環境影響評価審査会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます環境保全課課長補佐の奥村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開催に当たり、環境保全部長の川並よりご挨拶申し上げます。

【川並環境保全部長】 千葉県環境保全部長の川並でございます。令和 5 年度第 1 回千葉県環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素より環境行政はもとより、市政各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、千葉県緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書が提出されました。本案件は 70ha を超える大規模な宅地開発事業であり、その開発区域の中には、千葉県が保全を進めている谷津田が含まれ、豊かな自然環境が多く残っていることなどから、環境保全のための様々な措置や配慮が望まれるところでございます。

つきましては、本方法書に対する市長意見の形成に当たり、条例の規定に基づき諮問いたしますので、各委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 次に、本日の審査会の成立についてご報告いたします。

千葉県環境影響評価条例施行規則第 95 条第 2 項の規定により、この審査会の開催につきましては、委員の半数以上の出席が必要です。委員総数 18 名のところ、本日は 12 名の方にご出席いただいておりますので、本日の審査会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、重岡委員、町田委員、山崎委員、鶴見委員、諏訪園委員、田部井委員の 6 名の委員の方から、ご欠席のご連絡をいただいております。

続いて、本日は改選後、初めての審査会となりますので、委員の皆様を紹介させていただきます。

岡本委員でございます。

【岡本委員】 岡本です。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 森川委員でございます。

【森川委員】 森川と申します。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 矢野委員でございます。

【矢野委員】 矢野です。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 杉田委員でございます。

【杉田委員】 杉田でございます。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 大原委員でございます。

【大原委員】 大原です。

【奥村環境保全課長補佐】 唐委員でございます。

【唐委員】 唐と申します。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 安立委員でございます。

【安立委員】 安立です。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 高瀬委員でございます。

【高瀬委員】 高瀬です。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 続いて、右側のほうの、北原委員でございます。

【北原委員】 北原です。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 佐久間委員でございます。

【佐久間委員】 佐久間です。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 羽染委員でございます。

【羽染委員】 羽染です。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 川瀬委員でございます。

【川瀬委員】 川瀬でございます。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 以上となりまして、皆様におかれましては、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。先ほど挨拶いたしました、環境保全部長の川並です。

【川並環境保全部長】 川並です。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 環境保全課長の木下です。

【木下環境保全課長】 木下です。どうぞよろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 環境保全課専門員の安西です。

【安西環境保全課専門員】 安西です。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 環境規制課長の山内です。

【山内環境規制課長】 山内です。よろしくお願いいたします。

【奥村環境保全課長補佐】 そして最後に、私は、先ほど述べさせていただきましたが、環境保全課課長補佐の奥村です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、机上にあります本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

次第、委員名簿、席次表、資料 1「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」及び「同方法書の要約書」、こちらは事前にお渡しした冊子となります。資料 2「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書 説明資料」、こちらは、事業者が作成したパワーポイント資料で、A4 判カラーの資料一式となります。続いて、参考資料 1 から 3-2 までございます。

以上ですが、不足等ありますでしょうか。もし会議途中でお気づきになられた場合は、事務局にお申し出ください。

次に会議・議事録の公開について説明いたします。本日の会議は、千葉市情報公開

条例の規定により公開となっております。議事録も、委員の皆様にご承認いただいた後、公表することとなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。また、傍聴者の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領に記載されている事項を遵守くださいますよう、お願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

千葉市環境影響評価条例施行規則第 95 条第 1 項に基づき、議長は会長が行うこととなっておりますが、本日は委員の改選後、初めての審査会となりますので、会長、副会長が不在でございます。会長が選出されるまでの間、環境保全部長の川並が進行を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【奥村環境保全課長補佐】 ありがとうございます。

それでは川並部長、よろしくお願いいたします。

【川並環境保全部長】 それでは僭越ではございますが、会長が選出されるまでの間、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議題 1 の「会長及び副会長の選出について」ですが、会長及び副会長は、千葉市環境影響評価条例施行規則第 94 条第 2 項により、委員の互選により定めることとなっております。いかがでしょうか。

【大原委員】 会長として岡本委員、副会長として北原委員にお願いしたいと思いますので、ご提案します。

【川並環境保全部長】 ありがとうございます。ただいま大原委員より、会長に岡本委員、副会長に北原委員とのご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【川並環境保全部長】 ありがとうございます。

委員の皆様にご承認をいただきましたけれども、岡本委員、会長にご就任いただけますでしょうか。

【岡本委員】 はい、務めさせていただきたいと思います。

【川並環境保全部長】 ありがとうございます。

北原委員、副会長にご就任いただけますでしょうか。

【北原委員】 はい、務めさせていただきます。

【川並環境保全部長】 ありがとうございます。

それでは、会長、副会長が決まりましたので、私は任を解かせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

【奥村環境保全課長補佐】 それでは、岡本委員、北原委員は会長席、副会長席へご移動のほうをお願いいたします。

(岡本委員は会長席へ、北原委員は副会長席へ移動)

【奥村環境保全課長補佐】 それでは、ここで岡本会長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。岡本会長、よろしくお願いいたします。

【岡本会長】 岡本です。ただいま皆様からご指名をいただきましたので、微力ではあ

りますが、皆様の議論をまとめて、千葉市民にも評価していただけるような市長意見の答申に向けて努力をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【奥村環境保全課長補佐】 ありがとうございます。

続いて、北原副会長からも一言ご挨拶をいただきたいと思います。北原副会長、よろしくお願い致します。

【北原副会長】 ご指名いただきました北原です。微力ではありますが、岡本会長を補佐して、任に当たらせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

【奥村環境保全課長補佐】 ありがとうございます。それでは、ここからの議事の進行は岡本会長にお願いしたいと存じます。岡本会長、よろしくお願い致します。

【岡本会長】 それでは、早速ですが、これより議事を進めてまいりたいと思います。これより先、着座して議事を進めさせていただきます。説明してくださる皆様も着席をされたままで結構でございます。よろしくお願い致します。

それでは、早速ですが、議題 2「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について（諮問・審議）」です。

事務局より説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 事務局でございます。このたび、千葉市環境影響評価条例に基づき、令和 5 年 4 月 19 日付で、事業者から「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」の送付を受けました。

つきましては、市長が方法書について環境の保全の見地からの意見を述べるに当たり、千葉市環境影響評価条例第 14 条の規定に基づき、環境影響評価方法書について諮問させていただくものです。

（川並環境保全部長、岡本会長の隣へ移動）

【川並環境保全部長】 千葉市環境影響評価審査会 会長 岡本真一様

千葉市長 神谷俊一

千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書について

このことについて、千葉市環境影響評価条例第 14 条の規定により諮問いたします。よろしくお願い致します。

【岡本会長】 お受けいたします。

（川並環境保全部長より岡本会長へ諮問書を手交）

【岡本会長】 ただいま、千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書についての諮問を受けましたので、事務局は諮問書の写しの配付をお願いいたします。

（諮問書の写しを配付）

【岡本会長】 それでは、これから審議をしていきたいと思います。

議題（2）の説明についてですが、最初に、事務局より千葉市の環境の状況等について説明を受けた後、事業者から事業概要や方法書に関する説明を受けようと思います。

それでは、初めに、事務局から説明をお願いいたします。

【木下環境保全課長】 それでは、事務局から 3 点説明させていただきます。

1 点目として、本計画に係る環境影響評価手続のスケジュールについて。

2 点目として、令和 3 年度の千葉市の環境状況について。

3 点目として、千葉市の谷津田の保全の状況について。

以上を資料に沿って説明させていただきます。

初めに、本計画に係る環境影響評価手続のスケジュールについてご説明いたします。参考資料 2 をご覧ください。

本案件の経緯ですが、1 つ前の手続となります事業計画概要書の手続につきましては、令和 5 年 3 月 17 日に市に提出され、3 月 27 日に公告を行い、同日から 4 月 25 日まで、概要書の縦覧を行いました。

次に、方法書の手続につきましては、4 月 19 日に市に提出され、4 月 26 日に公告を行い、同日から 5 月 25 日まで、方法書の縦覧を行いました。

また、住民等からの環境の保全の見地からの意見につきましては、公告日である 4 月 26 日から 6 月 9 日までの間で受付を行うこととなっております。

方法書に関する住民説明会につきましては、5 月 27 日と 28 日に実施されました。

本日 6 月 1 日の諮問後につきましては、本審査会から答申をいただいた後、条例の規定により、9 月 7 日までに市長意見を事業者に発出する予定となっております。その後、環境影響評価準備書の手続、環境影響評価書の手続と進んでまいります。

参考資料 2 の説明は以上です。

続きまして、本市の環境状況につきまして、環境規制課から説明させていただきます。

【山内環境規制課長】 環境規制課長の山内でございます。

本市の環境状況についてご説明させていただきます。

本市では大気汚染防止法、水質汚濁防止法など関係法令に基づきまして、大気環境、水質等、環境の常時監視を実施しており、1 年間の測定結果を取りまとめ、次年度の 8 月上旬に、千葉県と同日公表という形でホームページに掲載するほか、千葉市環境白書に掲載し、広く市民の皆様にお示しさせていただいております。

本日は、直近のデータといたしまして、令和 3 年度（2021 年度）の測定結果についてご説明させていただきます。参考資料 3-1 をご覧ください。

2022 年度版千葉市環境白書の抜粋となっております。

初めに、大気環境の測定についてですが、資料 1 ページの図 4-1-A に市内の大気環境を測定している測定局の配置を示しております。一般環境大気測定局 13 局、自動車排出ガス測定局 5 局、計 18 か所で自動測定器を活用し、24 時間 365 日の測定を行っております。

測定結果につきましては、2 ページ目でございます表 4-1-①をご覧ください。一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局に分けて表を作成しており、縦の欄に測定局名称と環境目標値、環境基準。横の欄に二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）といった、環境基準、

環境目標値が設定されている項目を記載し、表中に測定値を記載しております。

これらの測定結果の評価につきましては、資料 2 ページの下の（１）窒素酸化物から資料 6 ページの（８）降下ばいじんまで、年度別グラフとコメントを記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

大気環境の評価につきましては、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）につきましては、環境基準、環境目標値をおおむね達成している状況が続いてございます。一方、光化学オキシダントにつきましては未達成の状況が続いており、全国的な状況と同様、環境基準達成率は依然低い状況が続いております。

次に、6 ページの表 4-1-②ですが、市内全 12 地点で行った降下ばいじんの測定結果の一覧表を示しております。降下ばいじんにつきましては、環境基準は設定されておきませんが、本市では環境目標値を設定しており、月間値の年平均値が 1 か月で 1 ㎥当たり 10t 以下であり、かつ月間値が 1 か月で 1 ㎥当たり 20t 以下であることという環境目標値に対しまして、2021 年度は全 12 地点で達成をしております。なお、降下ばいじんの環境目標値につきましては、2022 年 4 月から月間値が 1 か月で 1 ㎥当たり 10t 以下であることとしており、地域に降り注ぐ降下ばいじん量につきまして、1 か月当たりでこれまでの量の半分にまでするという厳しい目標値の見直しを行っております。

続きまして、水質の状況ですが、本計画と関係の深い鹿島川の調査結果につきまして、ご説明させていただきます。8 ページの表 4-2-①をご覧ください。

鹿島川は、土気地区を源としまして、緑区高津戸町を源とする支流と中田町で平川と合流いたしまして、水田地帯を流下しながら、四街道市、佐倉市を経て印旛沼に流入する 1 級河川となっております。水田地帯の農業用水として多く利用されておきまして、印旛沼に流入後は水稻水源として利用されています。

生活環境の保全に関する環境基準の類型指定では、上から 2 番目となります A 類型、水道 2 級、水産 1 級に相当するものに指定されており、環境基準と市の環境目標値を評価している市内下流部に相当する表中の 15 下泉橋におきましては、大腸菌群数を除きまして、環境基準及び千葉市環境基本計画における環境目標値を共に達成している状況でございます。

また、市内では上流部に相当する 18 平川橋及び 19 下大和田町 1146 番地地先の 2 地点におきましても、大腸菌群数を除きまして、全ての項目について両基準を達成している状況でございます。

市内の他の河川、海域につきましても資料中にごございますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、自動車騒音についてご説明させていただきます。資料 15 ページの表 4-3-⑤をご覧ください。

自動車騒音は、年間計画に基づきまして、市内の幹線道路を中心に、毎年度 45 か所程度を調査しております。直近 5 か年分の調査を一つのデータとして評価し、2021

年度も 45 地点の自動車騒音を調査しております。平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 5 か年分の調査結果から面的評価を行っておりまして、その面的評価では、昼、夜、昼夜間とも基準値以下であった割合を記載させていただいております、89.9%という達成率になってございます。過去 3 か年の面的評価につきましては、2018 年度までの 5 か年分の面的評価で 91.3%、2019 年度までの面的評価で 92.1%、2020 年度までの面的評価で 92.3%と比較し、若干低い結果となっております。

最後に 16 ページをご覧ください。路線別の面的評価結果を示してございます。今回、当該事業区域の近傍道路でございます国道 126 号線につきましては、この評価としまして 89.6%となっております、市全域の 89.9%に対し、昼・夜間とも基準値以下である調査地点の割合と比較しまして、やや低い量ではございますが、おおむね同じレベルになってございます。

以上で説明を終わります。

【木下環境保全課長】 続きまして、本件開発計画地における谷津田についてご説明いたします。参考資料 3-2 をご覧ください。

千葉市では、「谷津田の自然の保全施策指針」を定め、ふるさとの原風景であり多様な生態系を有する「谷津田の自然」の保全に向けた施策を展開しております。市内の谷津田の中から保全対象のモデルとなる候補地を選定した上で、農業振興地域の整備に関する法律、首都圏近郊緑地保全法などの法令で保全されていない谷津田について、「千葉市谷津田の自然の保全に関する要綱」等に基づき、土地所有者との間で保全協定等の締結を進め、保全に努めております。

本件開発区域内においては、ただいまご説明させていただいた手法により、本市が保全を進めている谷津田、「下大和田（猿橋）」の一部が含まれております。資料上の地図をご覧くださいますと、斜線としている開発区域の右上に重なったピンク色の部分が、本市として保全協定の締結を進め、保全に努めている区域となります。なお、この谷津田に関しましては、環境省が選定した重要里地里山となっており、本年に入ってから、この地で保全活動を行っております NPO の皆様により、千葉市レッドリストで「消息不明・絶滅生物」に分類しているキツネに該当する可能性が高い個体が確認され、このことが先日、全国紙の地域面で報じられたことなど、生物多様性の保全という観点からも重要な地域となっております。

同じページの下側の地図は、ただいまお話しした地図のピンク色の谷津田部分を拡大した地図となります。赤い線で囲っているのが、本市として保全協定の締結を進める区域で、この中には塗り潰しとなっている固まりが大きく 3 か所ございます。いずれも先ほどお話しした保全協定を土地所有者と市との間で締結し、保全に努めている土地となりますが、このうち、右上の青と緑の大きな固まり部分は本件開発区域外、その他は開発区域内となっております。

資料の裏面をご覧ください。ページの一番下に図がございしますが、これは本市における谷津田の保全の取り組みのイメージ図となっております。本市が定めたモデル地

区の中で、土地所有者と保全協定の締結を進め、さらに、保全協定が締結された谷津田において、保全活動を行う団体と土地所有者と千葉市の間で活動協定を締結し、谷津田の保全を進めることとしております。それぞれの根拠等につきましては、同じページの上側にまとめておりますので、後ほどご高覧いただければ幸いです。

参考資料 3-2 の説明は以上です。

事務局からの説明は以上となります。

【岡本会長】 説明、報告ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明について、委員の皆様方よりご質問等をお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。事務局はマイクをお願いします。

【矢野委員】 騒音・振動担当の矢野でございます。交通騒音、道路、自動車騒音についてはご報告をいただきましたけれども、成田市が近いので、航空機騒音等はどのようになっているのか、ちょっとお話をいただければと思います。

【岡本会長】 事務局より回答をお願いします。

【山内環境規制課長】 環境規制課の山内でございます。

航空機騒音につきましては、市内 4 か所での常時測定ということで、航空機騒音監視という形で測定を行っておりまして、現状、コロナ渦で減便が続いている状況が昨年におきましても続いておりました。そういった影響もございまして、国が定める環境基準、指定地域に対して設定されている基準の 57dB というのがございますが、各測定局の測定する値はそれを下回っている状況が続いております。

以上でございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。先生、よろしいでしょうか。

【矢野委員】 コロナ渦の状況でかなり減っているのはもちろん存じております。その前、2019 年度までの航空機騒音の状況はどうだったのでしょうか。

【山内環境規制課長】 今回、古い資料につきましては手元に用意しておりませんので、差し支えなければ、後ほどご提供させていただくということでよろしいでしょうか。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【矢野委員】 はい。ありがとうございました。

【岡本会長】 どうもありがとうございます。ほかに質問、意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、後ほど最後に改めて確認をしたいと思います。時間の関係もありますので、先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、続いて、事業者からの説明になります。事業者が入場いたしますので、しばらくの間、お待ちいただきたいと思います。よろしくお願いします。事務局は準備をお願いします。

(事業者入場)

【岡本会長】 準備はよろしいでしょうか。それでは説明をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 私、環境影響評価業務を受託しています国際航業と申します。よろしくお願いいたします。

前方のスライドと、お手元に同じスライドの打ち出しの資料があると思いますので、それを基にご説明させていただきます。

「千葉市緑区下大和田町開発計画に係る環境影響評価方法書」の概要についてご説明いたします。

まず、説明内容といたしましては、こちらにお示しする 7 項目、事業者の名称、対象事業の名称から、調査、予測及び評価の手法まででございます。説明箇所につきましては、ちょっと小さくて見づらいのですが、スライドの右下にあるページ数でご案内いたします。

2 ページ目をご覧ください。事業者の名称は美樹観光株式会社、対象事業の名称は千葉市緑区下大和田町開発計画、事業の種類は宅地開発事業となります。

3 ページをご覧ください。対象事業の目的についてご説明いたします。

近年、大型物流施設への投資が拡大してきており、また、圏央道が 2024 年には全線区間が開通となるため、圏央道に接続する千葉東金道路のインターチェンジ周辺などにおける製造業や物流業などを中心とした業種のニーズが高まることが予測されます。

「千葉市新基本計画」では、まちづくりの基本方針における方向性として、「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」を掲げており、また、令和 5 年度より開始される「千葉市基本計画」においても、「まちづくりの総合 8 分野」の 1 つに「地域経済」分野が設定されています。その目標は「地域経済を支える産業や人材が育ち、新たな価値が生まれるまちを実現します」とされており、「環境や社会にも配慮した民間事業者の投資や多様な人材の雇用を促進するとともに、地域経済の新たな担い手を育成するなど、さらなる活性化に向けた取組みを持続的かつ柔軟に進めること」の必要性が挙げられております。

本区域は、千葉東金道路の南側に隣接しており、約 1 km 圏内に中野インターチェンジが位置しており、交通利便性がよく、物流や製造の拠点地としての適性が高くなっています。

本事業は、これらの立地特性を最大限に活用し、事業により自然環境との調和や地域経済の活性化を視野に置いた産業基盤の整備を行うとともに、千葉市の産業の発展とともに、雇用の創出と拡大に寄与することを目的とします。

4 ページをご覧ください。対象事業実施区域の位置でございますが、北側には千葉東金道路が位置しており、中野インターチェンジが最寄りのインターチェンジとして利便性の高い場所にあります。また、南側には約 4 km の位置に JR 外房線土気駅もあり、交通インフラが整った場所に位置しています。

5 ページをご覧ください。こちらは対象事業実施区域の空中写真となり、本日、現地でも見ていただきましたが、森林が多く分布している場所となっております。

6 ページをご覧ください。対象事業の実施期間ですが、令和 6 年度いっぱい、環境

影響評価手続を行い、令和 7 年度から 8 年度にかけて準備工事、造成工事、令和 9 年度から 10 年度に進出企業の建築工事を予定しております。

7 ページをご覧ください。土地利用計画はこちらにお示しするとおり、約 74.5ha のうち産業用地が約 45ha、森林は約 12ha です。進出予定企業は製造業、流通業を予定しております。

8 ページをご覧ください。道路計画は、対象事業実施区域内に、幅員 20m の幹線道路や 4m から 16m の区画道路を配置する予定です。公園・緑地計画ですが、関係法規に基づいて、公園・緑地については地区面積の 3%以上、森林は現状の森林面積の 25%以上を確保いたします。

9 ページをご覧ください。汚水、雨水、調整池についてですが、まず汚水排水につきましては、公共下水道に放流いたします。雨水排水は側溝から調整池に導き、その後、鹿島川に放流します。調整池は流量増対策として設置して、雨水流出量の調整を行います。

10 ページをご覧ください。給水については業種に見合った水量を確保します。ガスは都市ガスの供給を受けることになっています。電力については、東京電力から供給を受けることになっています。なお、施設計画の検討に当たっては、消費する資源やエネルギー量の抑制に努めるよう、進出企業と協議いたします。

11 ページをご覧ください。廃棄物処理計画は、進出企業ごとに適切な処理を行う計画です。供用時の交通計画は、こちらの図にお示しするとおり、県道 131 号線からのアクセスを計画しております。

12 ページをご覧ください。工事計画はこちらにお示しするとおり、令和 7 年度に準備工事を開始して、令和 8 年度までには調整池工事、造成工事、道路工事、公園・その他工事を完了し、その後 2 年間で進出企業の建築工事を予定しております。

13 ページをご覧ください。工事計画についてご説明します。

まず、造成計画ですが、宅地の計画高の設定に当たっては、既存道路の現況高を基本としつつ、可能な限り大規模かつ平たんとなるよう計画します。また、分譲地の計画高は、排水処理及び降雨による災害防止等の観点から、現況地盤高または浸水深より高くした盛土の造成計画とします。

14 ページをご覧ください。工事用車両の走行経路は、こちらの図にお示しするとおり、県道 131 号線の南北方向からのアクセスを想定しています。

15 ページをご覧ください。続きまして、対象事業実施区域及びその周囲の概況についてご説明します。

大気質については、土気測定局においては、光化学オキシダントを除き環境基準を満足しています。水質について、河川及び湖沼では、令和 3 年度において大腸菌群数以外の項目は環境基準値を満足しています。地下水は、2 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が平成 28 年、29 年度に環境基準を超過していますが、その他の項目は環境基準を満足しています。騒音については、環境騒音は環境基準を満足しています。道路交通騒音では、2 地点で環境基準を超過していますが、その他の地点では環境基準

を満足しています。振動については、全ての地点において要請限度を満足しています。悪臭については、調査を実施した記録は確認できませんでした。

16 ページをご覧ください。地形及び地質については、「日本地形レッドデータブック」による「保存すべき地形」は存在していません。植物については、イヌハギやキンラン等の重要な種が確認されています。また、動物については、ニホンリス、オオタカ、ヒガシニホントカゲ、オオムラサキ等の重要な種が確認されています。景観については、4つの主要な眺望点と16の景観資源があります。人と自然との触れ合い活動の場については、29か所が確認されました。

17 ページをご覧ください。事前配慮の内容についてご説明します。まず、行政区別環境配慮指針として、水質汚濁の防止については、工事中の濁水等への配慮や進出企業に対して関係法令の遵守のための協議等を行います。大気汚染や騒音等の防止については、進出企業の通勤者への公共交通網の利用促進により、交通量の増加を抑制します。

18 ページをご覧ください。自然環境及び快適環境への配慮としては、改変区域を最小限にとどめ、森林面積の25%以上を残置森林とするとともに、造成のり面の早期緑化等、緑の回復に努めます。

19 ページをご覧ください。こちらは事業別の環境配慮指針といたしまして、工業系事業、造成事業の事業別環境配慮事項でございます。まず、事業計画に配慮した事項は、工事中及び供用時の廃棄物の分別、リサイクルの促進や建物高さの制限などを行います。また、今後配慮していく事項としては、進出企業の省エネや関係法令の遵守等の協議を行います。

20 ページをご覧ください。環境影響評価項目についてご説明します。まず、本事業の実施による影響要因としては、工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行、造成等の工事。存在、供用としては、地形改変後の土地及び工作物等の存在、施設の稼働、関連車両の走行が挙げられます。これらの影響を受ける項目として、大気質、悪臭、騒音、振動、低周波音、水質、水象、地形・地質、日照障害、電波障害、続きまして21ページの植物、動物、水生生物、生態系、景観、ふれあい活動の場、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等の19項目を選定しました。なお、表中の米印につきましては、一般的な配慮事項で対処する項目を示しています。

22 ページをご覧ください。続きまして、調査、予測及び評価の手法についてご説明します。まず、大気質については、一般環境は事業実施区域内の1地点、沿道環境は主要走行経路上の2地点で、それぞれ4季、現地調査を行います。地上気象、交通量についても現地調査を行います。

23 ページをご覧ください。図中の黒丸の1地点、ちょうど計画地の中ですが、こちらが一般環境大気質・気象調査地点。三角の2地点、赤い点線上の主要走行経路上の2地点が沿道環境大気質、交通量の調査地点となります。

24 ページをご覧ください。大気質の予測・評価についてですが、まず、予測項目といたしましては、工事中は建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用時は施設の稼

働、関連車両の走行を対象とします。予測地点は、影響が考えられる範囲について面的もしくは断面で予測します。予測方法は、一般的に用いられているブルーム式、パフ式等の大気拡散式等を用いて行います。予測時期につきましては、工事中は影響が最大となる時期、供用時は進出企業の事業活動が定常となる時期とします。評価は、影響が回避、低減されているかという視点と、環境基準等と整合が取れているかの視点で行います。

25 ページをご覧ください。悪臭の調査ですが、事業実施区域の敷地境界 2 地点で臭気指数の調査を行います。調査時期は、悪臭の影響が大きくなる梅雨時と夏の 2 回とします。

26 ページをご覧ください。現地調査地点は、調査日の風下側、風上側としますので、こちらの図でお示ししているのは仮の地点となります。例えば、当日、東から風が吹いていれば、東側と西側の 2 地点という形で設定いたします。

27 ページをご覧ください。悪臭の予測項目につきましては、施設の稼働に伴う臭気指数とします。予測地点は、影響が考えられる範囲について大気質と同様、面的に予測します。予測時期は、供用時の進出企業の事業活動が定常となる時期とします。評価は、影響が回避、低減されているかと、規制基準と整合が取れているかの視点で行います。

28 ページをご覧ください。騒音・振動・低周波音についてです。まず、環境騒音・振動、低周波音につきましては、事業実施区域の敷地境界 4 地点で、また道路交通の騒音・振動につきましては、主要走行経路上の 2 地点で、それぞれ騒音計等を用いて平日、休日の 2 日間測定します。道路交通の地点では、同時に交通量調査を行います。

29 ページをご覧ください。実施区域の四方にある黒丸において、環境騒音・振動、低周波音の調査を行います。また、赤い点線上の沿道上の 2 地点、黒い三角で道路交通騒音・振動、交通量の調査を行います。

30 ページをご覧ください。予測項目につきましては、工事中は建設機械の稼働、工事用車両の走行、供用時は施設の稼働、関連車両の走行を対象とします。なお、低周波音につきましては、供用時の施設の稼働に伴うものを対象とします。予測地点は、影響が考えられる範囲について面的もしくは断面で予測します。予測方法は、音や振動の伝搬式等を用いて行います。予測時期は、工事中は影響が最大となる時期、供用時は進出企業の事業活動が定常となる時期とします。評価は、影響が回避または低減されているかと、環境基準等との比較・整合が取れているかの視点で行います。

31 ページをご覧ください。水質と水象については、事業実施区域からの雨水の放流先となる鹿島川 1 地点で降雨時の 2 回、調査します。また、事業実施区域の土壌特性を把握するために、1 地点で土壌を採取して土壌沈降試験を行います。

32 ページをご覧ください。黒丸の地点が水質と水象の調査地点、実施区域の中ですが、黒い三角の地点が土壌特性の調査地点となります。

33 ページをご覧ください。こちらは水質と水象の調査地点となる鹿島川の写真で

す。また、本日、現地視察ではご覧いただけなかったため、事前に調査地点付近を動画で撮影しました。前方のスライドをご覧ください。今こちらが下流側となっております。それからぐるーっと回って、上流側がこんな感じ。いずれもコンクリート三面張りの水路となっております。こちらが実施区域のほうから入ってくる放水路です。大体このような場所でございます。水質については、鹿島川のところでやるということです。後ほど説明しますが、水生生物については、さらにその上流側の別途水路のところで調査を行います。

続きまして、34 ページをご覧ください。水質・水象の予測につきましては、造成等の工事に伴う水質と河川流量について行います。予測地点は、現地調査地点として工事計画や土壌沈降試験等を基に定量的に予測します。予測時期は、工事中的の影響が最大となる時期とします。評価は、影響が回避、低減されているかと、環境基準等との整合が取れているかの視点で行います。ただし、水質の調査につきましては、基本的に濁水時の影響ですので、環境基準との比較というよりも現状非悪化が一つの指標になるかと思えます。

35 ページをご覧ください。地形・地質につきましては、既存資料調査を基に、現況地形への影響について事業計画の重ね合わせにより影響の程度を予測します。予測時期は施設の供用が定常に達した時期とします。最終的な形で予測を行うということでございます。評価は、影響が回避または低減されているかの視点で行います。

36 ページをご覧ください。日照障害については、供用時の進出企業の施設完成後の冬至日における日照障害について、事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測します。評価については、影響が回避または低減されているかと、建築基準法等との整合が取れているかの視点で行います。

37 ページをご覧ください。電波障害については、テレビ電波の受信状況について、測定車を用いてまず現状の状況の調査を行うとともに、電波の発信状況等について既存資料調査をこれも行います。予測は、供用時における施設の存在に伴う電波障害について、理論式を用いて予測します。評価は、影響が回避または低減されているかと、画質標準機準との整合が取られているかの視点で行います。

38 ページをご覧ください。植物については、植物相及び植生の状況等を対象に現地調査を行います。調査時期は4季とします。予測は、植物相の生育状況の変化等について、ほかの事例や最新の知見等を基に実施します。評価は、影響が回避または低減されているかと、レッドリスト掲載種等の保全、千葉市の保全の方針、緑化等の基準と整合が取れているかの視点で行います。

39 ページをご覧ください。動物については、哺乳類、鳥類、猛禽類、両生類・爬虫類、昆虫類を対象に現地調査を行います。調査時期は4季を基本とし、各分類群の確認に適した時期に実施します。予測は、動物相の生息状況の変化等について他の事例や最新の知見等を基に実施します。評価は、影響が回避または低減されているかと、レッドリスト掲載種等の保全、千葉市の計画における保全の方針と整合が取れているかの視点で行います。

40 ページをご覧ください。こちらの図で、鳥類のラインセンサスルートは赤いライン、ポイントセンサスの地点は赤い点線の丸、哺乳類、昆虫類のトラップ設置地点は水色の丸で示しています。また、猛禽類調査の定点は黒い丸を 4 か所に設定しています。

41 ページをご覧ください。水生生物については、魚類、底生動物を対象に現地調査を行います。調査時期は 3 季とします。予測は、水生生物の生息状況の変化等について、ほかの事例や最新の知見を基に実施します。評価は、影響が回避または低減されているかと、レッドリスト掲載種等の保全、千葉市の計画における保全の方針と整合が取れているかの視点で行います。

42 ページをご覧ください。こちらは、水生生物の調査地点でございます。黒丸でお示しするとおり、放流先である鹿島川、先ほどの水質の調査地点、それに加えて対象事業実施区域内の水路の 2 か所で行う予定でございます。

43 ページをご覧ください。生態系につきましては、地域を特徴づける生態系の区分の把握や指標種の選定等により調査します。予測は、指標種の生育・生息状況の変化等について実施します。評価は、影響が回避または低減されているかの視点で行います。

44 ページをご覧ください。景観については、景観資源、主要な眺望点及び眺望景観、地域の景観の特性を調査します。主要な眺望点及び眺望景観の状況は、現地で写真撮影を行います。調査時期は、着葉季と落葉季の 2 季とします。予測は、工作物等の存在による景観の変化について、フォトモンタージュ写真の作成により実施します。評価は、影響が回避または低減されているかと、千葉市における保全の方針、計画等と整合が取れているかの視点で行います。

45 ページをご覧ください。景観の現地調査は、こちらの図にお示しする 8 地点で行います。

46 ページをご覧ください。ふれあい活動の場については、資源特性や利用状況について現地調査やヒアリングを行います。予測は、ふれあい活動の場及びその利用状況の変化について、事業計画の重ね合わせ等により行います。評価は、影響が回避または低減されているかの視点で行います。

47 ページをご覧ください。ふれあい活動の場の調査は、こちらにお示しする 3 地点でございます。本日、現地でご確認いただいた下大和田谷津も含まれております。

48 ページをご覧ください。文化財につきましては、埋蔵文化財包蔵地の状況について既存資料やヒアリングにより調査して、事業計画との重ね合わせにより定性的に予測します。評価は、影響が回避または低減されているかと、千葉市の計画等における保全の方針と整合が取れているかの視点で行います。

49 ページをご覧ください。廃棄物等につきましては、工事中の廃棄物・残土及び供用時の施設の稼働に伴う廃棄物について、原単位等を用いて発生量等を予測します。評価は、廃棄物等の発生量が低減されているか、また、有効利用等がされているか等の視点で行います。

50 ページをご覧ください。温室効果ガス等については、進出企業の業種等を想定して、排出係数等を用いて予測します。評価は、排出抑制がされているかの視点で行います。

以上で説明を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

【岡本会長】 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事業者の説明につきまして、委員の皆様方、ご質問、意見等ございましたらお願いしたいと思います。

それでは、北原先生、お願いします。事務局はマイクをお願いします。

【北原副会長】 景観に関して質問があります。スライドの 45 ページに現地調査地点という図があり、景観調査地点は全て区域外にプロットされていますが、区域内では景観の調査をしないということでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 景観につきましては、周辺の眺望点や視点場から、事業実施区域でどう眺望景観が変わるのかをフォトモンタージュで予測いたしますので、実施区域内でのそういったことは考えておりません。

【北原副会長】 この地域、特に谷津田の部分については、市では「ふるさとの原風景」という位置づけが参考資料 3-2 に書いてあって、それから、下大和田の谷津では、「自然的景観や生物多様性の保全を進めている」と書かれています。ということは、市はこの区域内にも景観的な資源があると捉えているように受け取れるのですが、そこで調査しなくてよろしいのでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 ご指摘いただいた谷津田の景観については、先日、住民説明会をしたときもそういったご意見をいただきましたので、この実施区域の中からというよりも、例えば、今日歩いていただいた道沿いからこういった形でとるかということを含めて、そこら辺は調査地点に追加することも今後検討して進めたいと思っています。

【岡本会長】 では、先生、次回の事業者の追加説明の中で回答をいただくということでいかがでしょう。

【北原副会長】 そうですね。ぜひ区域内の調査をしていただいて、計画に有効に反映していただければと思います。よろしくお願いします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょう。お願いします。

【杉田委員】 水象担当の杉田と申します。

今の谷津の話に続きまして、20 ページで河川流量のところには丸がついていますが、地下水・湧水にはついていません。谷津ということは、湧水などがあって初めて谷津田ができますので、恐らくあるのだらうと思いますが、そういった調査も可能であればしていただきたいというのが希望です。

あと、一つお伺いしたいのですが、31 ページで、鹿島川の 1 地点で水質を測定するとなっています。先ほど見せていただいたところは合流しているようでしたけれども、計画地側から来ている流入水を調べるのか、それとも合流した後を調べる予定

なのか、その辺のところをお伺いさせていただければと思います。

【事業者（国際航業（株））】 鹿島川の水質の調査地点につきましては、調整池から放流した水が鹿島川に合流した後の地点で調査して、将来的に調整池から水が出てきたときにどうなるかを予測することを想定しています。

【杉田委員】 合流後ということですか。

【事業者（国際航業（株））】 そうです。

【杉田委員】 できれば、合流前後でお調べいただくか、合流前のほうがよいように思いますが、なぜ合流後なんですか。

【事業者（国際航業（株））】 現状につきましては、まだ調整池からの放流がないところで把握しておいて、将来的には調整池から放流があったときの予測をするために調査を行うという位置づけでやっているのですが、今のご指摘は、合流する前のところ、影響がないところも押さえておくという意味ですか。

【杉田委員】 いいえ、計画地から来る水を。

【事業者（国際航業（株））】 そちらにつきましては、将来的な調整池の計画とか、土壌沈降試験をしますから、それに基づいてどんな水質が出てくるかを予測します。影響が加わる水質と水量になりますので、どちらかというそれは予測結果というか予測の条件となるもので、その予測の条件が現況の河川に加わったときにどうなるかを予測するために、現況の鹿島川の水質を把握するという位置づけでやっています。ですから、合流前のところにつきましては、土壌沈降試験や調整池の計画を踏まえて、そこら辺の将来的な数字は予測で出ますので。

【杉田委員】 分かりました。

ついでにもう一つだけ。今、合流している水の水源といいますか、計画地から来ている水の水源はどのようにお考えになっているのでしょうか。

【事業者（国際航業（株））】 どういった水の回り方をしているかというのを、図で説明させていただきます。

【事業者（国際航業（株））】 本日の現地踏査でご覧いただいた下大和田谷津がこの辺りに位置していて、ここに水が集まっています。主な経路は 2 つございまして、1 つは、本日歩いた道の脇にコンクリートの水路があったと思いますが、あれがこちら側からつながっていると聞いております。もう 1 地点は、ご覧いただいた田んぼの向こう側、田んぼを挟むような形で水路が 2 つあります。それが土水路になりますが、水路についてはこちらの南側から、もともと田んぼで今湿地状になっている草地が続いていますけれども、南側のほうから水が流れてきて、こちらのほうに合流して鹿島川のほうへ流れていっていると聞いております。

それと、ご指摘のあった湧水についても、ここが低くなっている地形になっていきますので、例えば雨が降った後などに雨水がこちらの湿地のほうにしみ出してきて、それらが土水路の水になってきているのかなと考えています。

【杉田委員】 ありがとうございます。

【岡本会長】 杉田先生、よろしいでしょうか。

【杉田委員】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【唐委員】 唐ですけれども、先ほどの杉田先生と同じ質問ですが、造成地本来の湿地に与える影響の中で、湧水がどのぐらい貢献しているか。それで、当然ながら水の流れは上に指摘したような 2 つの経路があります。造成地自身は台地ですから、湧水への貢献度を調べないといけないのではないのでしょうか。水循環法という法律がございますので、その考慮をしていただきたいと思います。特に今回は計画地に緑は 25% ぐらい残しますので、伐採される場所での浸透はどうなっているか。水循環の観点から、もう少しここも考えたほうがいいのではないかということが 1 点です。

もう一つは、実際に造成に当たって土壌の流亡はどういうふうに考えていくか。今、説明していただいたところでは、土壌に関しては触れていないようですので、それもお話ししていただければと思っています。

最後は多様性のことに関して、千葉市のいくつかの谷津田を調査してきました。大半とは言いませんが、私が詳しく調査したところが 2 つ、3 つくらいありまして、蛸は大分生息しています。これに関しては調査リストの中に入っていないようです。湿地で生存している蛸に市民は非常に関心を持っています。蛸は湿地の水、土壌と植生に非常に敏感に反応しますので、谷津田の調査を総合的にしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

【岡本会長】 それでは、回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 まず、1 点目の水循環につきましては、土地改変によって浸透能力なども当然変わってきますので、ご指摘を踏まえて、土地改変後と現状の比較などの検討はしたいと思います。

2 点目の土壌につきましては、土壌の性質の変化によって植物などの生育環境が変わるという意味合いでよろしかったでしょうか。

【唐委員】 それを含めて、また浸透量が違ってきますので、今、植生は 25% しか残っていません。伐採した後は、浸透量はどのようなふうに変化するか。

【事業者（国際航業（株））】 土壌につきましては、先ほど申し上げたとおり、地下水の関与については開発前後で比較・検討して、極力そういった涵養能力を下げないような形での計画を進めるように検討したいと思います。

【事業者（国際航業（株））】 蛸についてご指摘いただいたと思いますが、蛸の調査は実施いたします。昆虫類は、春と、初夏期という夏の少し早い時期、盛夏の時期、あとは秋と、4 期計画してありまして、蛸は初夏期よりも少し早めに出てくるといいますので、その発生時期に合わせて夜間の調査を計画しております。そこで確認に努めてまいりたいと思います。

【岡本会長】 唐先生、よろしいですか。

【唐委員】 はい。

【岡本会長】 ありがとうございます。矢野先生、すみません。お待たせしました。お願いします。

【矢野委員】 2点ほどありますが、騒音の話で、スライドでいうと29ページでしょうか。4地点の騒音の測定を実施しますということですが、地点①を選定された理由をお聞かせいただきたい。といいますのは、今日歩いて見せていただいたところによりますと、ほとんど人為的な音は聞こえてこなかった。唯一聞こえてきたのは、現地でいただいた図面でいうと、四角い騒音の調査地点が今の①だと思いますが、今日歩いたコースでいうと、それよりももう少し手前の道路が見えるところ、外部の道路が見えていて、その下をくぐっていたところがあったと思います。あそこが一番道路騒音が大きかったわけです。ですから、それに近いところを調査地点にしたほうがいいのではないかと私は思います。ほかの3地点については、事業区域を代表する地点の境界ということでもいいと思いますが、地点①でせっかく測るのであれば、外部からの影響が大きいところを測っておいて、内部の事業を開始したときにその影響がどのくらいになるのかを見たほうがいいと思います。これが1点です。

2点目、今日見せていただいたところにヘリポートがあるのは知りませんでした。ヘリポートがあるということは、航空機の飛来があるわけですね。それについてどのようなことになっているのかを調査していただければと思います。

多分この展開だと、全て東側から入ってくると思いますが、あそこにあったのはヘリポートだけで、整備や給油をする設備はありませんでしたから、単に外から飛んできて、少し何か作業があって、また飛んで帰るという運用だと思いますが、その運用方法、週に何日、何回ぐらい飛来するとか、飛来コースも決まっていると思いますので、できればそのコース。

恐らく事業地ではなくて除外されたところの上を飛んでいくのではないかと。これは勝手な私の予想ですが、今回のアセスに関係しないというのではなくて、あのヘリポートは美樹観光さん所有のもののように、将来的にドローンで物流関係の事業展開も考えられるということを伺いましたので、多分ドローンを使っただけの事業展開があるのではないかと考えます。

ですから、ヘリとドローン、将来的な話なので予測は難しいかもしれませんが、考えに入れておく必要があるのだろうと思います。現状で、工事のときにヘリを使ったりすることはまずないと思いますので、自動車のことしか考えていないのかもしれませんが、将来的に供用時にはドローンやヘリの運用も必要になってくるのだろうと想像しますので、その辺の予測をどうするのかを考えておいていただきたい。予測の中に入れていただきたいということです。

航空機騒音の予測は非常に難しいです。道路騒音とは全然違います。測定法のマニュアル、評価のマニュアルがありますから、それをよく検討していただいて、この検討事項の中に入れていただきたいと思います。

先ほどどこかに丸がついていましたね。スライドの20ですか。環境影響評価の騒音のところに、「（特定騒音）」と書いてあるのがちょっと気になるところです。恐

らくこれは特定工場の騒音という意味で書いたのだろーと思いましたが、工場騒音だけではなくて、航空機の騒音を考慮していただきたいというお話です。

以上です。

【岡本会長】 それでは、回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 まず、1点目の環境騒音の調査地点、地点①のところですが、こちらはあくまで環境騒音ですので、現状の道路の影響というよりも、今現在では人為的な影響の音がないところで測っておいて、将来こちらで工場が立地したときや工事のときに、その影響がどれぐらいになるかというのを把握するために設定しております。

お手元に方法書をお持ちでしょうか。お手元の方法書の2の4ページに、今、スライドで映しているのと同じ対象事業実施区域の空中写真が載っております。その実施区域の北西側に隣接したところに保全対象となる住居等が立地しておりますので、それに対する影響を把握する上で、現状どれぐらい静かなのかというのを測って、将来的に工事のときや供用時にどれぐらいの影響が出るのかを把握するための調査地点でございます。

ですので、どちらかというと、先ほどご指摘を受けた現状の道路の影響を受けるところに持っていくと、現状の影響が当然大きく出ますから、環境騒音に対しての評価という面からいくとちょっとずれてしまう感じがするので、こちらにつきましては、地点①でやらせていただければと考えております。

あともう一点、ヘリポートにつきましては、使用頻度としては月1回程度で、主に空撮や人の移動などで使う程度でして、そんなに頻繁に使われていないということと、そもそも事業者は一緒だといっても除外地に位置していますし、本事業によって現状の使い方が変わることでもないことから、ドローンの使用等も考えていないということです。現状利用しているヘリポートに対して評価して、それがいい悪いという形は本アセスの中ではそぐわないかなという気がしております。

以上でございます。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。

【矢野委員】 測定地点①の件については分かりました。

ヘリのほうで、本アセスには関係しないということは、何も言わないのではなくて、そういう実態があるけれども本アセスには関係しないということ載せてほしいのです。現状としてあるわけですから、知らん顔をするのではなく、本アセスでは扱いませんというその理由をきちんと述べてほしいのです。

【事業者（国際航業（株））】 ご意見、承知しました。ありがとうございます。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょうか。お願いします。

【羽染委員】 私は、廃棄物を担当している羽染といいます。スライドの6ページ、7ページに関することでお伺いします。

まず、6ページと、さらに細かい工程表が12ページにも書いてありますが、あま

り余裕がなくきちきちっと、アセス、工事、進出企業の建築工事という工程が組みれています。今は方法書ですが、準備書、評価書と入っていくわけですが、準備書のところで予測評価をするわけです。予測評価の前提となるのが方法書ですので、いつ頃の段階で進出企業とかそういうものが固まって、どのように予測評価しようとしているのかというのを、1点教えてください。

それから、7 ページ目で、造成の道路等の整備と開発区域だけは大体読めますが、いわゆる切盛り土、そういう造成をどういうふうに行うつもりなのか。どういうふうに予測評価して、どういうふうに造成工事の概要を固めるのか、それはいつ頃かというのを教えてください。

【事業者（国際航業（株））】 まず1点目の、進出企業はどういったものが誘致されるのかにつきましては、実質上、環境影響評価手続が終わった後になることが想定されますので、準備書段階では環境影響が最大と見込めるような業種を設定して、安全側の形で原単位を設定して、それでも大丈夫かどうか、それは予測しないと分かりませんが、そういった形で準備書を出させていただく形になると思います。

造成計画につきましては、今、詳細な設計を進めているところです。方法書の段階では造成計画図を示せなかったのは申し訳ございませんが、準備書の段階では、造成範囲とか、どれぐらいの切盛りが発生するとか、具体的な造成断面図もお示しできると思いますので、それを基に予測を進めていく形になると思います。

【岡本会長】 羽染先生、いかがですか。

【羽染委員】 そうすると、評価書までは具体的な進出企業や開発概要が固まらないという上で評価するということですが、そのマックスの設定の仕方がどうなるのかが心配です。例えば大気汚染とか騒音・振動とか、企業によって車などの量が違うと思います。そういうものが大幅に違った場合に、アセスがやり直しになる可能性がありますので、十分注意して条件設定をしていただければと思います。

【事業者（国際航業（株））】 ご指摘ありがとうございます。そこら辺に十分留意して進めるようにいたします。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方。では、森川先生、お願いします。

【森川委員】 大気汚染を担当しております森川です。

いくつか教えていただきたいのですが、航空写真を見ても、非常に森が多い土地ですよということをお示しいただきました。それで25%残すという話ですが、土地利用計画としてどのぐらいの面積になりますということを書かれています、現況の森林の面積や水田といった値が見当たらず、それをきっちり書いていただけないかなと思います。というのも、自然が非常に豊かなところですので、どれだけそれが残されているかというのを数値として示していただけるといいかなと思うのが1つです。

ちょっと質問ですが、交通の立地もよいということで、圏央道が開通しますと書いてありますけれども、圏央道との関係は、今、東金道路につながるということで、直

接は近くにはないということですか。私はちょっと地理が分からなくて、大きいインターが来るのか、もっと遠いところにあるのかなと思っています。

【事業者（国際航業（株））】 インターにつきましては、前の図面を見ていただくと分かるのですが、ちょうど対象事業実施区域の北西側に、現状、中野インターチェンジがございますので、そこからのアクセス性がすごくいいといった意味合いです。

【森川委員】 圏央道は東金につながってくるので、さらに東金道路の交通量が増えて、利便のいいところにありますよということですね。

【事業者（国際航業（株））】 そうです。ご理解のとおりでございます。

【森川委員】 分かりました。ありがとうございます。

それで、この事業で、宅地と書いてありますが、物流施設のようなものもできてくるのかなということで、恐らく周囲の交通も増えるはずではないかと思います。その予測みたいなものはされますか。

【事業者（国際航業（株））】 沿道環境への影響につきましては、大気とか騒音・振動とか、現況を調べた上で、将来交通量を踏まえて、工事中もそうですが、その影響について予測を行う予定でございます。

【森川委員】 分かりました。関連車両の走行ということで、将来的な交通がどれぐらい増えて、細い道路もあるなという印象もありましたので、この事業区域内では大きい道路をつくられるでしょうけれども、その周りに入ってくる道路のところでのどのぐらい自動車が増えるか。特に大型車両はどのぐらい増えて、周囲の住民の方にどんな影響があるかというところをしっかりと見られればいいかなと思っています。

最後にもう一つ。造成工事のときに、建設機械由来ではなくて、結構粉じんが出るかなと思います。粉じんの予測は難しいですが、実際にこういう工事がなされたときに、この辺りはそんなにたくさん住民の方はおられませんけれども、一番苦情というかご意見が出るのが粉じんです。その対策はどういったことを計画しているかを書いていただけるといいかなと思いました。

以上です。

【事業者（国際航業（株））】 今ご指摘いただいた工事中の粉じん等につきましても、国交省の道路のマニュアルで定量的に予測する手法が示されておりますので、それを基にして工事計画により、周辺にどれぐらいの粉じんが、降下ばいじんが発生するかを予測するようにします。それに対する環境保全措置で、散水や敷鉄板といったものを講じますとか、そこら辺も準備書段階で明らかにして、単純に指標値を下回るからオーケーではなくて、できる限り事業者としてこれだけの対策を講じますといった評価をしたいと思います。

【森川委員】 タイヤを洗ったり、いろいろ細かいところがあると思うので、気を使っただけでいいかなと思います。ありがとうございます。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。ありがとうございます。

【岡本会長】 ほかの先生方、いかがでしょうか。

【安立委員】 自然環境を担当しております安立です。

参考資料 3-2 の下にある市が保全協定を進めている区域とスライドの 7 番の地図を重ねてみると、保全協定の締結を進める区域が産業用地になる予定ということですが、先ほど、水の流れが谷津田を決めるということで、湧水がどこから来るかの説明をされたときに、産業用地の右上から来るということで、ここを産業用地にすることによってその先の谷津田が枯れる可能性もあるわけです。というところで、この土地利用を産業用地にしてよいかということは、特に気をつけてアセスしていただきたいというのがお願いです。

以上です。

【岡本会長】 事業者より回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 水路がなくなってしまうのではないかとのご指摘だったと思います。水路につきましては、将来的に付け替えをして回すような形を予定しておりますので、今、計画している公園緑地のほうにこういった形で持っていくかというのはあれですが、埋め立てで全くなくなるというわけではなくて、水路は残すような形で計画を進めています。

【安立委員】 ありがとうございます。人間がつくる水路と湧き水の流れは必ずしも一致しなくて、水路ができたから谷津田が守られるというわけでは決してないので、そこは注意してアセスしていただきたいと思っております。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。ありがとうございます。今日、現場でもご説明さしあげたとおり、現状、外を回っている水路からの水も利用している形ですので、その環境は残しつつ、湧水とかも、先ほどご指摘いただいたような観点から地下水涵養について検討して、極力影響を低減したいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。川瀬先生、お願いします。

【川瀬委員】 スライドの 50 で、予測方法のところに「排出係数等を用いて予測」と書いてありますが、これは現行の排出係数を使うのではないかと思います。この計画が完成したときには 2030 年ぐらいになっていると。2030 年の排出係数は国から出ていて、今の半減した数値になっていたりしますので、その辺の数値も参考に、現行の排出係数を使うのであれば、2030 年レベルではこうなるというものも一緒に載せておいたらいかがかなと思います。

また、排出係数というのは、この敷地内で電気を使って、実際、温室効果ガスが出るのは発電所からですので、それはそれとして、敷地内としてどのぐらい出るのか。多分、化石燃料を敷地内で使う、ガスなどを使うということは、敷地内から出ることになると思いますが、その辺も予測していただいたらどうか。いわゆる一般的な意味での効果はいくらだけれども、その敷地内からはいくら出るという想定をしていただくと、その場所からどのぐらい出るかということではっきりするのではないかと思います。

今回、森林を 25% 以上残すという話でありますので、微々たるものですが、CO₂ 吸収量も参考値として載せたらいいのではないかと思います。

以上です。

【岡本会長】 ありがとうございます。では、事業者より回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 ご指摘ありがとうございます。ご指摘いただいたとおり、将来の排出係数等も踏まえて予測するとともに、実際の進出企業が場内で使うエネルギー消費量も踏まえて、全体的な温室効果ガスの排出量を予測したいと思います。

また、森林の吸収量につきましても、参考という形にはなるかもしれませんが、見込んだ上で、本事業として全体的にどれぐらいのプラス・マイナスがあるのか、そこら辺をしっかりお示ししたいと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがですか。奥のほうの先生から先をお願いします。

【高瀬委員】 高瀬です。よろしくお願いします。

2点ございます。1点目が、今日、目で見た範囲と、図面の土地利用計画図で見た部分でしか分からないのですが、現状どういうふうな経路で水が流れているのかを把握できる図面を、ぜひ方法書に載せていただいて、今後それがどう変化していくのかを読み手が分かるようにしていただけたらいいなということです。

2点目が、今日、目で見た範囲で私は全然理解できていないところがあり、水の流れがよく分かっていないのですが、41 ページ、今回、水生生物の調査をするに当たって調査地点が 2 か所ございますが、これを見ると、調整池の設置による影響を把握しようとしているのかなと読み取りました。一方で、造成することによる計画地内への影響を把握する必要があるのかなのか、ちょっと分からないのですが、その辺りの展開を教えてください。特に、対象地外にはなりますが、谷津田協定地への影響は想定されるのかという点も教えてください。ありがたいです。お願いいたします。

【事業者（国際航業（株））】 ご質問ありがとうございます。水の経路が分かる図面につきましては、しっかりしたものを準備できるように検討していきたいと思います。

水生生物の調査地点ですけれども、地点①についてはおっしゃっていたとおりで、調整池を通して敷地内の水が合流する地点になりますので、その合流の影響を考えると①は外せないかなということです。見ていただいたとおり、そこまで生物が豊富かと言われると、三面張りのコンクリートの河川になりますが、当然影響が想定される地点でございますので、そういう観点で選んでおります。

地点②については、水路の経路をお示しできていなくて、分かりづらくて申し訳ないのですが、対象事業実施区域内の土水路を対象として、これは今、後半でおっしゃっていた、いわゆる造成による直接改変の影響です。地点①は間接影響になると思いますが、②については、直接的な生息地の改変という影響を想定して調査を実施している地点でございます。ただ、この地点も、先日実施した住民説明会で、今ご意見が出た谷津田で希少な生物もたくさん出ているので、調査をやってもらいたいというご要望もいただいておりますので、もう少し水生生物の地点についてもしっかり検討

して、追加するかどうかを考えていきたいと思います。

【岡本会長】 先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、唐先生、お願いします。

【唐委員】 21 ページですが、環境影響評価の項目の「地球環境保全への貢献に係る環境要素」の中では、水利用に関して触れていないようですが、それはどういうふうに考えているのでしょうか。私が思っているのは、誘致した企業は水を使いますが、どの水を使うのか。例えば井戸を掘って地下水を取ると想定されるのか。もし想定されるとすれば、どのぐらい水を利用するか、特に谷津に影響を与えるか、その評価も必要と思います。逆に、地下水は使えないとすれば、よそから水を持ってきますが、水を持ってきたときに後処理、要は排水量が増えていますから、環境アセスの場合は、どういうふうに水利用するかを評価していただければと思います。

以上です。

【事業者（国際航業（株））】 供用後の施設ができた後の水利用につきましては、現状、上水道の利用を考えておりまして、地下水の利用は考えておりません。排水計画につきましても、基本的には公共下水道放流する計画となっております。

【岡本会長】 唐先生、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでしょう。それでは、森川さん、お願いします。

【森川委員】 すみません、また戻りますが、最初に現況の土地利用みたいなものをつけてくださいというお願いをしました。今回、現地視察して、谷津田というものを私は存じ上げていなくて、非常にすばらしい生態系、生物多様性の保たれているすてきなところだなと思った次第です。

千葉市さんからも資料を出されていますが、谷津田の保全したい地域というのが方法書では小さい図になっていて、事業所の場所と重なっているのは分かりますけれども、実際に計画のところで、産業用地になっているところとか、保全したいところがよく分かりません。これを大きい図面で分かるように書いていただいて、そして、それが計画の中で、ここら辺はそのまま手つかずだけれども、ここら辺は産業用地になってしまうという部分。そして、それを事業者さんたちがどのように保全していくのか、あるいは代替の案を考えられるのか。どう扱っていくのかというところをしっかりと書いていかないと、ここは産業用地にしてしまうというだけでは、保全したいという方たちの気持ちというか、コミュニケーションが取れなくなってしまうのかなと心配していて、そこをしっかりと書いていただくことは大事なかなと思いました。

【事業者（国際航業（株））】 ご指摘ありがとうございます。そこら辺については、現状では、西側のほうに公園緑地の計画がございまして、今日の現地踏査のときに事業者様のほうから説明していると思いますが、その計画については、今後、地元の方も含めて協議しながら、どんな形が望ましいかを検討していくことになります。準備書の段階では、ある程度そこら辺をお示ししながら、こういった形で代償措置を講じるとか、そういった形で評価していくことになるかと思います。

【森川委員】 ありがとうございます。分かりやすく現況のことや計画のことを書いて

いただければと思います。

【岡本会長】 ありがとうございます。

私からも聞きたいことがあります。私は大気が専門なので、大気の予測のところを見ますと、拡散式は何を使うとは書いてありますが、排出量、排出係数の設定について全くコメントがないのです。これから来ていただく企業、業種によって、必ずしも土地の開発事業者が決められない部分があるのは致し方ないところだと思います。千葉県では、区画整理事業や工業用地の再開発事業等についてのアセスの案件が過去にいくつかありますから、その中で対応しているものと同等のレベルであれば、それ以上のものは必要ないと思いますが、同等のレベルで周辺に住んでいる方々にとっても安心していただけるような予測を提出していただければと思います。

それから、もう一つ気になったのは、どこで予測をするかという予測ポイントが示されていません。これは、どういう業種の企業に参加していただいても、環境負荷が一番受けるのはどこであるかということは想定できます。特にインターチェンジから開発用地に入る道路の沿道に住んでいる方にとっては、一番大きな関心事だろうと思います。どこで予測するかということが方法書の段階で書いてありませんと、準備書の段階での審議になります。準備書の段階で、予測地点が著しく不適切であるという主張意見が出た場合、やり直し・補足の作業に相当の費用と時間がかかることもありますので、なるべく多くの方に、ここで予測をするのが最もよいであろうと評価していただけるようなところを、なるべくであれば方法書の検討の段階で事業者から提示していただくことが一番適切だろうと思います。それでも決まらないので、準備書で自信を持って最適なものが提案できるということであれば、それも事業者の考え方だろうと思いますが、ぜひご検討いただきたいと思います。

【事業者（国際航業（株））】 ご指摘ありがとうございます。

まず、最初の大気条件につきましては、アドバイスいただいたとおり、他事例も踏まえながら適切に、過小評価にならないような形で条件設定して進めたいと思います。

予測地点につきましては、今回のパワーポイントだけ見ると若干分かりづらいなという気はしますが、方法書の中には具体的に、この予測地域でこの地点でやる、沿道につきましては、基本的に現地調査地点とすとか、建設機械の稼働とか排出源が広がっているものについては、面的にメッシュを切って予測して、最大影響のところをしっかりと評価してあげるようにすとか、そういったことを考えています。

【岡本会長】 ぜひ検討していただきたいと思います。

気になったのは、大気予測項目で、SO₂は予測するけれどもVOCは予測しないとなっています。これから想定される予定企業としては、化石燃料をたくさん使う昔からの重厚長大型の企業であって、最先端のDX関連の精密機器などを扱う会社は来ないのではないかと予測の設定になっているようにも見えますが、それでよろしいのかどうか。今日回答する必要はありませんが、ご検討いただきたいと思います。

【事業者（国際航業（株））】 承知しました。そこら辺も踏まえて適切に予測できるような形で検討したいと思います。

【北原副会長】 都市計画面で、生活環境への影響でのお願いですが、14 ページに工事用車両の走行経路の図があります。県道 131 号が車両の走行経路になっていますが、この道路はほとんどの区間で歩道がないです。沿道に学校も立地しているので、工事用車両が何時ぐらいに何台ぐらいとか、そういうこともぜひ想定していただいて、特に通学の安全をどう確保するかということへの配慮を十分に提示していただければと思います。お願いします。

【事業者（国際航業（株））】 ご指摘ありがとうございます。当然、通学時間帯についても配慮して、あとは極力集中しないような形で分散したり、そこら辺についても検討したいと思います。

【岡本会長】 ほかに先生方、いかがでしょうか。

唐先生、お願いします。

【唐委員】 再び申し訳ないですが、市の説明で参考資料 3-2 に計画地の谷津田についての記述がありまして、それを見てみると、谷津田は、市と協定を結んだところ以外で、実際、造成地内にも多分あります。その谷津田の部分に関して、資料 2 の 7 ページに示されています。ここでの谷津田を分断させないようなことを考えなければいけません。谷津田とは、市と現在協定を結んだところだけではなくて、協定を結んでいないほかの谷津田も一括で考えなければいけないのではないかと考えています。そのことについて、7 ページの場合は産業用地と書いてありますから、もうちょっとバッファゾーン、谷津田の保護ができるような形に設定していただけないかと思っています。市が現在締結したところは当然重要だと思いますが、それが成り立つためには、谷津田全体として水の流れを考えなければなりません。計画上、あるいはアセスをするときにはそれを考慮していただけないかと思っています。余計なことをいって申し訳ない。

【岡本会長】 事業者より回答をお願いします。

【事業者（国際航業（株））】 ご意見、ありがとうございます。谷津田に生息する生物なりを考えたときの、環境の連続性といった観点のお話かと受け止めております。おっしゃるとおり、例えば谷津田にある田んぼに生息する生物、あるいは田んぼだけ残せばいいというわけでもないですし、周辺の樹林を生息環境として、その連続性が重要になっている生物などが里山の代表的な生物ということは十分に認識しておりますので、生息地の分断や連続性という観点についても、今後現地調査をやって予測評価していく上で、重要なポイントとして考えて実施していければと考えております。

【岡本会長】 唐先生、よろしいでしょうか。

【唐委員】 大丈夫です。

【岡本会長】 ありがとうございます。おおむね予定の時間になっておりますが、どうしてもここを聞いておきたいという質問等をお持ちの先生はおられますか。

ありがとうございました。それでは、質疑応答はこれで終了にしたいと思います。
事業者の皆様、どうもありがとうございました。これで退席していただいて構いません。

(事業者退室)

【岡本会長】 皆様、お疲れさまでした。

本日の審議を踏まえまして、追加のご質問、ご意見があろうかと思しますので、後日、事務局までお寄せいただければと思います。

それでは、これで本日の議題は終了いたしますので、これからの議事進行は事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【奥村環境保全課長補佐】 岡本会長、ありがとうございました。

事務局からは3点ご連絡がございます。

まず1点目、今、お話しいただいた追加の質問、意見の受付についてですが、6月9日（金曜日）までに事務局にご送付いただければと思います。いただいた質問等に対する回答につきましては、次回、第2回の審査会にて事業者から説明を受けるような形でやりたいと思っております。

2点目、議事録の確認についてです。本日の議事録は事務局にて案を作成後、委員の皆様にご確認いただきまして、議事録として公表させていただきます。

3点目、次回の審査会の日程についてです。議題（2）の初めでも説明させていただきましたが、具体的には7月の中旬から下旬頃に2回目の審査会を開催する予定です。委員の皆様には現在日程調整をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

これもちまして、令和5年度第1回環境影響評価審査会を終了いたします。長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

午後5時18分 閉会